

公益社団法人 日本証券アナリスト協会  
専務理事 前原 康宏

## 新型コロナウイルス感染症と企業開示について

ゴールデンウィークが明け、2020年3月期の決算発表が進んでいる。新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受ける中で、決算作業を遂行された企業の経理担当者、監査法人の監査人の皆様、また、円滑な決算・監査実務の実現を可能にするための環境整備に尽力された関係省庁、基準設定主体の皆様、財務諸表利用者を代表して御礼を申し上げたい。

新型コロナウイルス感染症の深刻な影響下にある、2020年3月期決算に係る財務諸表の作成に当たっては、会計上の見積りをどう行うか、そうした会計上の見積りをどう監査するかが、大きな懸念であったということを当協会も理解している。

2020年4月10日公表の企業会計基準委員会（ASBJ）の議事概要「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」、および日本公認会計士協会の「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）」により、そのような困難な状況下で、企業が会計上の見積りを行い、監査人が監査を行う一定の方向性が打ち出され、安定した決算・監査の実務が可能になったと理解している。この結果、新型コロナウイルス感染症が決算発表スケジュールに与える影響が、当初懸念されたよりも小さく留まっていることは関係者の多大な努力の賜物であり、財務諸表利用者を代表して謝意を表明したい。

さて、2020年3月期の財務諸表については、例年に比べてはるかに高い不確実性の下で作成されており、その財務諸表のリスクをよりよく理解するためには、作成者がどのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて知る必要がある。

4月10日に公表されたASBJの議事概要と、5月11日に公表された同追補では、「そのような仮定に重要性がある場合には、追加情報としての開示が求められるものと考えられる」とされている。ASBJが主に念頭に置いているのは、有価証券報告書等の法定開示書類であるが、企業が会計上の見積りを行うにあたって置いた一定の仮定に関する情報が、2020年3月期の財務諸表を理解するのに不可欠なことは、決算短信に添付された財務諸表でも同じである。

2016年に公表されたディスクロージャーワーキング・グループ報告により、これら3つの開示書類—金融商品取引法の開示書類である有価証券報告書等、会社法の開示書類である事業報告書等（計算書類を含む）、東京証券取引所の適時開示書類である決算短信、それぞれの役割の明確化と内容の共通化が図られ、特に決算短信における開示内容の柔軟化が進められてきた。しかし、その主旨は、あくまでもベターディスクロージャーを促進するための作成者の負担軽減であったと、当協会では理解している。

また、決算短信のひな型において、有価証券報告書と同等の追加情報の記載が省略されているのは事実である。しかし、制度改革の趣旨を踏まえれば、ひな型における記載の有無に拘わらず、財務諸表の理解に必要な不可欠な情報は、積極的に開示されるべきと当協会では考えている。それこそが、正にひな型に捉われない柔軟化の本来の意味であると考えている。

以上、主に財務情報である会計上の見積りとそのために置かれた一定の開示に係る当協会の認識を述べたが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る開示は、財務情報に限定されるものではない。例えば、会社側が合理的に次期の業績予想を見積もれない場合には、特に新型コロナウイルス感染症のリスクを各企業がどう評価し、そのリスクが企業の事業環境をどう変え、新たな事業環境に企業経営者がどう対応していこうとしているのかといった情報も、各企業の業績を予想し企業価値を評価する上で、極めて重要である。

今後、有価証券報告書、事業報告等、決算短信などの制度開示書類における開示はもちろん、アニュアルレポートや決算説明資料など任意開示書類においても、新型コロナウイルス感染症に関する情報の積極的な開示を強く期待したい。新型コロナウイルス感染症の影響下での非常に厳しい決算発表・株主総会スケジュールの中、十分な開示資料の作成が間に合わないような場合でも、ポストコロナの事業環境や企業戦略について、企業と投資家・アナリストの間で従来以上に対話の機会を増やし、より建設的な対話が行われることを、当協会は強く期待している。

以上